

令和 7 年度
札幌市保健所運営協議会

議 事 錄

日 時：2025年12月16日（火）午後7時開会
場 所：札幌市保健所 2階 大会議室

1. 開　会

○事務局（細川保健管理課長）　定刻より早いですが、出席される皆さんにおそろいになりましたので、ただいまから令和7年度札幌市保健所運営協議会を開催したいと思います。

私は、事務局を務めさせていただきます札幌市保健所保健管理課長の細川と申します。本日、議事に入るまでの進行役をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、本協議会につきましては公開で開催することになっておりますので、傍聴席を設けております。

また、議事録を作成するため、録音させていただきますので、ご了承ください。そして、その結果につきましては札幌市の公式ホームページで公開することとしております。

初めに、本日の委員の皆様の出席状況をご報告いたします。

本日は、2名の委員の方から所用により欠席する旨のご連絡をいただいております。

したがいまして、本協議会は、委員11名中9名の出席となりまして、出席者が過半数を超えておりますので、札幌市保健所運営協議会条例第5条の規定により、この会議は成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、お配りしている資料の確認をさせていただきます。

資料は、皆様から見て左側に次第、委員名簿、座席図、札幌市保健所運営協議会条例を配付しております。続きまして、皆様方の右手には各議題の説明資料一式をお配りしております。

もし不足等がございましたら、お知らせいただければ幸いです。

2. 局長挨拶

○事務局（細川保健管理課長）　まず、開催に当たり、札幌市保健福祉局医務・保健衛生担当局長の西條よりご挨拶を申し上げます。

○西條医務・保健衛生担当局長　皆さん、こんばんは。

札幌市保健福祉局医務・保健衛生担当局長の西條といいます。今年度からは、札幌市保健所の所長も兼務しております。

令和7年度札幌市保健所運営協議会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

皆様には、日頃から、札幌市の保健行政をはじめとする市政全般にわたりまして、ご支援とご協力を賜っておりますことに心から感謝申し上げます。また、大変お忙しい中、本日の会議にご出席してくださいましたことに厚くお礼を申し上げます。

札幌市保健所は、地域保健法に基づき、地域保健衛生行政を担っておりますが、感染症対策、予防接種、難病対策のほか、医務、薬事、食品衛生、環境衛生、動物愛護といった幅広い業務を所管しております。

特に、私たちは地域における健康危機管理の拠点としての機能も持っておりますので、今まさに、インフルエンザの流行をはじめ、5年前からは新型コロナウイルス感染症の流行等への対策に当たってきたところです。

また、西日本では相当流行して患者が多い重症熱性血小板減少症候群というものを聞いたことはございますでしょうか。これは、ダニが媒介する感染症で、日本では致命率が25%から30%と非常に高いのですけれども、今年はこの疾患の患者が北海道でも初めて確認されました。

僕は、感染研にいるとき、まさにこの病気の研究をずっとしてきたものですから、改めて北海道においても感染症対策を一層しっかりといかなければならぬと思ってるところです。

この協議会は、地域の実情を踏まえ、より効果的な公衆衛生の向上を図るために皆さんからいただく意見等を私たちの活動に反映させる重要な場でもあります。また、昨年も強調させていただいたのですけれども、この会は、ホームページで議事録等を公表することにもなりますし、代表である皆様方を通じて市民の皆様に私たちの活動をしっかりとお伝えする場だと考えております。

本日は、次第にありますとおり、5項目の保健所の取組についてご報告させていただきます。活発なご意見を通じて保健所のよりよい運営に生かしてまいりたいと思っておりますので、皆様、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上、簡単ですけれども、ご挨拶に代えさせていただきます。
本日は、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

3. 委員紹介

○事務局（細川保健管理課長） それでは、お手元の次第に沿って進行させていただきます。
まず初めに、委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。
委員長、副委員長に続きまして、各委員の皆様につきましては、五十音順にお名前を申し上げますので、恐れ入りますが、その場でご起立をお願いいたします。
委員長の一般社団法人札幌市医師会会長の今眞人様です。
続きまして、副委員長の北海道大学大学院医学研究院公衆衛生学教室教授の玉越暁子様です。
続きまして、白石区連合町内会連絡協議会会長の板垣俊夫様です。
続きまして、北海道生活衛生同業組合連合会札幌支部長の大野博繁様です。
続きまして、公益社団法人北海道看護協会会長の高橋久美子様です。
続きまして、札幌市小学校長会事務局次長の高屋敷優様です。
続きまして、一般社団法人札幌市小動物獣医師会会長の鳥越慎吾様です。
続きまして、公益社団法人北海道栄養士会会長の中川幸恵様です。
続きまして、一般社団法人札幌歯科医師会会長の山田尚様です。
皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

4. 職員紹介

○事務局（細川保健管理課長） 続きまして、札幌市職員の紹介です。
まず、医務・保健衛生担当局長の西條です。
続きまして、感染症担当部長の前木です。
続きまして、調整担当部長の斎藤です。
続きまして、食の安全担当部長の長野です。
続きまして、生活衛生担当部長の吉津です。
本日は、このほか、各議題について関係のある課長職と係長職が出席しております。
それでは、ここからの議事進行につきましては、札幌市保健所運営協議会条例の規定に基づきまして、今委員長にお願いしたいと思います。
委員長、どうぞよろしくお願ひいたします。

5. 議 事

○今委員長 皆様、こんばんは。
今日は、年末の大変なときにお集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。スムーズな進行に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。
では、次第に従いまして、まず、各担当部長からご説明をいただきます。質疑応答に関しては個別にやっていくということでございます。
それでは、説明をよろしくお願ひいたします。
○事務局（細川保健管理課長） 本日、保健管理担当部長の石原が体調不良のため、欠席になっておりますので、私、細川からご説明させていただきます。
お手元の札幌市保健所事業概要（報告）という資料に従ってご説明いたします。
こちらは、保健所の概要ということで、毎年度、予算決算の関係を皆様方にご報告しているものです。
まずは、札幌市保健所の令和6年度決算についてです。
資料の左側をご覧ください。
令和6年度の決算額につきましては、中段に書いておりますとおり、184億7,462万円でした。
令和7年度予算額は、195億7,555万円となっております。前年度予算と比較しますと39億3,033万円の増加となります。

その中身は何かですが、左下をご覧いただきますと、決算額の下に主な事業の令和6年度決算額がございます。

主な要因が2点ございます。

一つは、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの予防接種などの感染症予防費の93億4,892万円、二つ目は、その下のその他予防衛生費で、難病患者の方の支援の経費ということで82億6,285万円です。

左側の上の令和6年度決算のポイントですが、感染症関連経費が全体の半分を占めております。そして、この経費は予防接種等の費用で法令等により支出が義務づけられている経費となっております。

続きまして、令和7年度予算についてです。

資料の右半分をご覧ください。

令和7年度当初予算額は195億7,555万円で、令和6年度当初予算額が156億4,522万円でしたので、右側にありますように、前年度比で39億3,033万円の増加となります。

主な事業の令和7年度決算額ですが、大きなものとしては定期予防接種などの感染症予防費、難病患者の支援などのその他予防衛生費です。

感染症予防費につきましては、前年度予算比プラス27億8,511万円となっております。この主な要因としまして、新型コロナワクチンの単価が増えたことに加え、令和7年度から、特定の年齢の方を対象に帯状疱疹ワクチンの接種料金の一部もしくは全額が公費負担の対象となり、この費用が増えたことによるものです。

また、その下のその他予防衛生費につきましては、先ほど申し上げましたが、難病患者の支援の経費です。こちらは、難病患者受給者数が増えたことにより、前年度予算比で11億8,232万円が増えております。その他難病につきましては、小児の慢性特定疾病への支援の経費も増加しております。

こちらが令和7年度予算額の推移で、これが予決算の主なポイントです。

続きまして、この資料にはないのですが、今年度の札幌市保健所の注目していただきたいことということで、札幌市保健所の施設を一つご紹介いたします。

令和5年11月に動物愛護管理センターあいまるさっぽろを供用開始しました。今年で開設から2周年を迎えまして、ペットを飼うに当たって飼い主の皆さんに知っておいていただきたい知識を学ぶイベントを開催しております。また、施設見学の方もたくさんいらっしゃっております。

前身の施設では、いわゆるペットの譲渡会を開いておりましたが、新しい施設におきましては、多目的ホールを活用し、犬や猫の適切な飼い方や人とペットの災害対策に関するセミナーなどを多く開催しております。

今後も、保護した犬や猫の譲渡だけではなく、ペットの飼い方についての啓発等にも引き続き力を入れてまいりたいと考えております。

ちなみに、あいまるさっぽろの場所は、中央区北22条西15丁目の新川通沿いにある建物です。お時間がある際にはお立ち寄りをいただければと思います。

保健所の主な事業概要についての説明は以上です。

○今委員長 帯状疱疹ワクチンの助成を本当にありがとうございます。これに引き続き、RSワクチンが控えておりますので、ご検討をよろしくお願いします。

さて、今のご説明に関してご質問などはありますか。

○山田委員 今お話が出ましたけれども、帯状疱疹ワクチンへの助成が新しく始まったということです。私は、実は対象年齢ですが、まだやっておりません。

この件について教えていただきたいのですが、単価、何名分を予算化しているのか、また、半年以上が過ぎていますけれども、現在の接種率はどれぐらいなのでしょうか。

○事務局（前木感染症担当部長） 接種率は、年度途中ですので、回答は難しいのですけれども、4月から9月までの接種実績を件数で言いますと約2万件です。組換えワクチンは2回接種なので、人数にするともう少し減るのですけれども、4月から9月までの時点で2万736件という状況です。

予算の額については、後日、回答させてください。

○今委員長 年度が終わってからではないと出ないものもございますよね。

有効率と8年から10年がたった後の残存率が明確に出ておりますので、ワクチンはそれをよく吟味されて選ばれたらいいかなと思っております。

ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○今委員長 これは助成がありますので、絶対に打っていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

では、続けさせていただきます。

続きまして、札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画及び札幌市業務継続計画【新型インフルエンザ（強毒）編】の改定について説明をお願いします。

○事務局（前木感染症担当部長） 私から説明いたします。

感染症対策に係る関係計画の策定、改定についてです。

札幌市では、新型コロナ対応を踏まえ、令和5年度から3年間で四つの感染症関係計画の策定、改定を進めております。

令和5年度には感染症全般を対象とした札幌市の感染症対策の基本指針となる札幌市感染症予防計画を策定し、令和6年度には保健所、衛生研究所の感染症有事体制強化の手引となる札幌市保健所・衛生研究所健康危機対処計画（感染症編）を策定しました。今年度、令和7年度は、青色の字で記載しております札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画とその下の紫色の字で記載しております札幌市業務継続計画【新型インフルエンザ（強毒）編】の改定を行います。

行動計画については、下のスケジュールの表に示しますように、12月末、具体的には12月22日からパブリックコメントを開始し、今年度中に公表する予定です。

次のページをご覧ください。

まず、札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定概要についてです。

この行動計画は、あらかじめ感染症危機発生時の対応策を整備し、平時の備えの充実を図るための計画で、令和6年7月に政府行動計画が、令和7年3月に北海道行動計画が改定されたことを受けて札幌市でも改定するという流れです。

基本的な改定方針に記載しておりますように、政府及び北海道の行動計画に基づくとともに、札幌市感染症予防計画等のこれまでの関連計画との整合性を確保し、三つ目の点に記載しております各局の役割分担や札幌市感染症対策本部体制の見直しを記載しております。

改定の主なポイントとしましては、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症だけではなく、その他の幅広い呼吸器感染症を想定していること、発生段階を3期へ再編し、準備期の取組を充実させたこと、そして、対策項目を6項目から13項目へ拡充し、内容を精緻化したことが挙げられます。

次のページをご覧ください。

こちらと次のページは、それぞれの対策項目ごとに、平時である準備期、感染症発生時の初動期、対応期ごとに取組内容を記載したものです。

具体的には、①の実施体制ですと、平時である準備期には実践的な訓練の実施など、初動期には、保健所、衛生研究所の有事体制への移行や札幌市感染症対策本部の設置、そして、対応期には、国の基本的対処方針に基づいた対応の実施などの項目を記載しております。

なお、今回新設された項目や拡充された項目については、表の一番左側の項目名のところに拡充、新設と記載しております。

次のページをご覧ください。

こちらも同じく、残りの6項目について時期ごとに記載したものです。

次のページをご覧ください。

札幌市業務継続計画（新興感染症編）の改定概要についてです。

この業務継続計画は、二つ目の点に記載しているように、各職場における業務の優先順位などをあらかじめ定めておき、感染症危機発生時に適切に業務を執行することが目的で、平成24年、2012年に新型インフルエンザ対応の経験を踏まえて策定した計画を新型コロナウイ

ルス感染症対応の経緯と経験を踏まえて改定するものです。

右下の4の主な変更点に記載しておりますように、対象とする感染症を従来の強毒の新型インフルエンザから新興感染症に拡充いたします。そのため、業務継続計画の名称も札幌市業務継続計画（新興感染症編）に改定します。

左側の2の被害想定に記載しておりますとおり、職員本人の罹患や家族の看病等の事情で職員の最大40%程度が出勤できない状況を想定しております。

内容としては、3に記載しておりますとおり、業務の優先順位を整理し、人員計画を策定することで、業務の継続、縮小の基本的な考え方を記載しております。

次のページをご覧ください。

この表は、5、190業務について、それぞれの職員数に応じ、継続できるか、縮小するか、休止・中断するか、あるいは、新規・増加にするかを振り分けたものです。

右側のグラフを見ていただきますと、一番左の初動期ではピンク色の継続が9割を占めているのに対し、右に進んで徐々に職員数が減っていくにつれて継続の割合が減り、休止・中断の割合が増えていくことが見てとれます。

次のページをご覧ください。

これは、今年の10月30日に消防局と実施したエボラ出血熱患者移送訓練の様子です。

今年度、二つの計画を改定するとともに、このような訓練を通して今後の感染症の危機に備えて準備を進めてまいりたいと思います。

○今委員長 そもそも目的としては、新興感染症が勃発した場合、流行曲線に関連してピークを遅らせることとピークを低く抑えることである感染症の中では非常に有名なリデュース・ザ・ピーク、ディレイ・ザ・ピークのために強化して改定していくということなのでしょうか。

○事務局（前木感染症担当部長） この計画の改定はご認識の通りです。

○今委員長 BCPに関しては、先ほど10%の方が仕事に来られなくなったら半分くらいしか事業が継続できないということがありましたので、それをどうやって改善していくかという目的だと考えてよろしいのでしょうか。

○事務局（前木感染症担当部長） 職員数が減少したときにどの業務を優先して実施するべきか、あらかじめ優先順位をつけたということです。

○今委員長 そういう目的のための改定だそうです。

玉腰福委員長、ご専門の立場から何かございませんか。

○玉腰副委員長 大学やそれ以外の関係する機関との連携はどうでしょうか。

その前の対策行動計画でも医療については協定の推進と書かれているのですけれども、もうちょっと当てにしてもらえたらしいのにななど逆に思いました。

今日も、看護協会など、いろいろな協会の方がいらしていますので、そういうところとうまく協定を結んでおいて、いざとなったときに応援に入るなど、保健所は個人情報の壁が高く、実際に必要なときに人が手伝いに入れないと思うのですけれども、うまく連携できるような形をあらかじめつくっておけるといいのかなと感じた次第です。

○今委員長 今、すばらしいご意見、ご提言をいただきましたが、何かございませんか。

○山田委員 対策項目の中で、今回、12に物資というものが新設されています。

コロナのときには医療全般物資が不足し、非常に苦労しました。当然、感染症に対して最前线で仕事をされる方が最優先だと思うのですが、この対策の中にはそれ以外の疾患に対する物資の対応も含まれているのでしょうか。

○事務局（斎藤調整担当部長） 備蓄に関してこちらで上がっているものについては、私ども札幌市の行動計画ということで、従事する職員のものになりますが、医療機関につきましては都道府県が備蓄することになっておりまして、連携を取りながら対応していくことになるのではないかと考えているところです。

○山田委員 僕の勘違いなら申し訳ないですが、要するに、これは実際に動く札幌市の職員の方に対する対応全般ということで、対応する医療機関ということではないのですね。

○事務局（斎藤調整担当部長） 新型インフルエンザ等の行動計画なので、医療機関もそうですが、札幌市保健所として備蓄しているものについてはそのような形になっておりまして、医

療機関の活動については、北海道と連携を取りながら対応していただくことになるのではないかと考えております。

○今委員長 見たところ、平時にサージキャパシティーを拡大しておくことと初動に関してのもの、それから、各医療機関への対応の三つの時期に関して、今の場合だったら北海道と提携してやっていくということでよろしいのですね。

各論に関しては、北海道と相談しないと分からぬところもあるということでしょうか。

○事務局（斎藤調整担当部長） 北海道で備蓄の目標は達成していると確認しておりますけれども、具体的にどういうふうに配分されるのかは実際にということになると思います。

○今委員長 ほかにございませんか。

○高橋委員 病院のことは読み取れるのですけれども、コロナのときは、在宅で見ていかなければいけないというところに大きな課題があったと思うので、そのあたりをもう少し見える化したほうがいいと思います。

そこには、先ほど言っていたように、感染症の認定看護師や専門看護師の活用が絶対的に入ってくるので、少しずつ入れ込んでいったほうがいいのではないかと感じました。

また、ここに載せることではないのかもしれないですが、感染症が起きると救急が逼迫し、病院が苦しくなるなど、大変なことが起きるので、どうやって必要な人を救急で運ぶかや救急が逼迫しないような方法も市民に啓発できるといいなと感じていました。

○今委員長 昨日も700人規模の災害の訓練を自衛隊や本庁、警察を含めてやっていましたけれども、医療機関が入っていないような気がしますし、看護も入っていなかつたような気がします。

そういうことに関して、もう少し間口を広げていただき、共有したらどうかという感想を持ったのですが、札幌市ではいかがでしょうか。

○事務局（前木感染症担当部長） 感染症については、行動計画にICN、感染症専門の看護師、あるいは、ドクターを含め、医師に限らず、医療職で幅広く連携していくことを記載しております。

いただいた意見も踏まえ、医師職に限らず、医療に関わる職種の方と幅広く連携して進めてまいりたいと思います。

○今委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○今委員長 では、進めさせていただきます。

続きまして、（3）の第3次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画の取組について説明をお願いします。

○事務局（長野食の安全担当部長） 説明に入ります前に、資料の修正をお願いいたします。

今まさに映っている資料ですけれども、Ⅲの赤い枠で囲んだところに「食の安心・安心を基礎とした」と書いてあるのですが、正しくは「安全・安心」でございます。

もう一点は、次の行に「食産業・観光の進行への寄与」とございますが、「振興」です。

チェックが甘く、大変申し訳ございません。

それでは、改めて説明に入らせていただきます。

まず、本報告でご紹介する取組の位置づけについてです。

安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画は、平成26年度に第1次計画を策定し、5年ごとに見直しを行っております。今回ご紹介しますのは第3次計画となりまして、期間は令和7年度から令和11年度までです。

今年度は初年度の取組となっていますが、これまでの動きについてご紹介いたします。

今回ご報告する事業は、それぞれ三つの施策目標を掲げておますが、その施策目標実現のための具体的な取組として、上から、Ⅰの誰もが食の安全の確保の主役となる街の実現のために基本施策である食品等の安全性に関する学習を、Ⅱの食の安心の意識が育まれる街という目標実現のために相互理解の促進を、Ⅲの食の安全・安心を基盤とした魅力あふれる街という目標実現のために食産業、観光の振興への寄与という観点から実施しているものです。

次のスライドをご覧ください。

関連の項目に関しては指標を設けております。

まず、映像を活用した情報発信日数についてです。

第2次計画期間である令和2年度から6年度の累計で586日間の情報発信を行っておりましたが、第3次計画の最終年度までに1,000日に増やすことを目標としております。また、市民の皆様の意識変容を促したいと考えておりますので、食の安全情報に触れて行動を見直した市民の割合を、計画策定時に調査した時点では37%だったのですが、計画終了時の令和11年度には50%という目標を掲げております。

こういった目標達成のために実行している事業についてこれからご説明いたします。

次のスライドをご覧ください。

まずは、映像を活用した情報発信についてです。

こういったかわいらしいキャラクターを使って動画を作成しております。このほかにも、初音ミクを使った動画のほか、キャラクターと手洗いを学べるしろくま忍者の手あらいソングを作成しております、ユーチューブでもご覧いただくことができます。

次のスライドをご覧ください。

今年度は、夏場の食中毒シーズンに合わせまして、地下歩行空間や大通駅コンコースの街頭ビジョンでこの動画を放送しました。また、札幌シネマフロンティアで映画上映前のスクリーン広告を行いまして、期間中に約7万2,000人の方にご覧いただいた実績がございました、多くの市民の方々の目に触れる機会となったと思います。

次のページをお願いします。

次に、次世代への食の安全意識の醸成を目的とした子ども食品Gメン体験事業についてです。

8月7日に中央卸売市場にて開催しまして、14組29名の親子にご参加をいただきました。ふだんは見ることのできない競り場の見学や模擬検査体験などを通じて食の安全がどのように守られているのかを学んでいただきました。

次のページをお願いします。

参加したお子様からは、食べる前にいろいろな人が検査をしてくれているので、安心ですね、心強いですねといった感想をいただいております。この体験の様子は市の公式ユーチューブチャンネルでも紹介しております、参加できなかった方にも見ていただき、学習の機会としていただきたいと考えております。

次のページをお願いします。

続いて、市民参加型の食の安全・安心モニター事業についてです。

こちらは、市民の皆様ご自身の視点で日常の買物や外食時に食品表示や衛生状態をチェックしてもらうものです。モニター活動前には研修を受けていただき、正しい知識を身につけていただくことで、市民の学習の機会にもなっております。

今年度は、28名のモニターの方にご参加をいただいておりまして、11月時点で163件のご報告をいただいております。報告をいただいた内容は、こちらでも精査しまして、例えば、職員が立入りを行ったり市の施策を策定したりする際に市民のご意見ということで参考にさせていただいております。

次のページをお願いします。

こちらは、イベントの参加についてです。

幅広い方々に周知するためにイベント参加も積極的に行っておりまして、10月17日から19日には、アクセスサッポロで開催されたいきいきウェルネスフェアに出展しました。こちらは、主にシニア層の来場者の方が多いイベントで、一般的な食中毒のパネルに加え、秋に多発する毒キノコの模型展示なども行ったところです。また、ATP測定器という専用の機械で手の汚れを数値化する手洗いチェック体験も実施しました。

次のページをお願いします。

同じく、10月25日、26日には、イオンモール札幌発寒で開催されたさっぽろウェルネスイベントにも出展しております。こちらでもATP測定器による手の汚れチェック体験は非常に好評で、2日間で522名の方に体験していただきました。しっかり洗ったつもりでも汚れているのだねという感想も聞かれまして、正しい手洗いの重要性を視覚的に実感していただくよい機会になったと考えております。

次のページをお願いします。

次に、事業者の取組を市民に伝える相互理解の促進に関する事業についてです。

今後進めていくものもございますが、本日、皆様のお手元に配らせていただいたフリーぺー
パーの「スコブル」は、先週の12月10日に発行されたものです。こちらの52ページを開
けていただきますと、『「安全・安心な食のまち」を実現し未来へ繋ぐ』というタイトルで3
ページの記事を紹介しております。

ここで紹介している事業者は、市と協定を締結し、食の安全に積極的に取り組むという宣言
をしていただいている方々です。事業の内容や札幌市の食の安全・安心に対する思いもページ
の左側でトピックスとしてご紹介しております。

次のページをお願いします。

雑誌掲載の取組はほかにも行っておりまして、来年1月20日に発行予定の月刊「p o r o
c o」では、優良な衛生管理に加え、栄養成分表示や多言語メニュー、アレルギーの表示な
ど、おもてなしの視点を持つ食の安全・安心おもてなしの店の登録事業者をご紹介する予定で
す。

こちらの画像は過去にご紹介したものですが、『p o r o c o』はご存じのとおりお
しゃれな札幌の情報誌として人気が高いので、お店のイメージアップにもつながるものと期待
しています。

次のページをお願いします。

最後になりますが、来年の2月11日の祝日にチ・カ・ホで食のまちさっぽろフェストを開
催する予定です。

スライドの画像は昨年のポスターですが、先ほどの「スコブル」の55ページに今年度のイ
ベントの告知を掲載させていただいております。著名人のトークショーに加え、市内の人気店
の方々に見えない努力を語っていただき、もっと好きになっていただこうといった企画も予定
しています。

以上、ご報告しましたとおり、対応な媒体や手法を用いて取組を進めているところです。

引き続き、市民、事業者の皆様と一緒に、安全・安心な食のまち・さっぽろの実現に努
めてまいります。

○今委員長 食の安心・安全は全て出てくるということ、全年代に対しての広報を行ってい
ただいていました。

「スコブル」は初めて見たのですけれども、フリーぺーぺーになっていまして、いろいろと
スponサードされているようですが、これはどのようなところに配置しているのですか。

○事務局（長野食の安全担当部長） 主に銀行や郵便局などの待合に置いてあります、ご自
由にお持ちくださいとなっており、待ち時間の間に見ていただいて気に入ったら持って帰って
くださることもあるようです。

○今委員長 これは札幌市に言えば配ってもらえるのですか。

○事務局（長野食の安全担当部長） 発行元と契約を結びまして、幅広い年代の方に見ていた
だける雑誌を我々で選定しまして、作っているものです。

○今委員長 分かりました。

この件に関してご質問やご意見などはございませんか。

○玉腰副委員長 食はすごく大事なものです。これは、今、もう計画ができて動いているとい
う位置づけなのですか。

○事務局（長野食の安全担当部長） そのとおりです。昨年度、1年をかけて第3次計画を策
定しております。内容はホームページにも掲載しているところです。

○玉腰副委員長 それであれば言うことはないのですが、Ⅱの相互理解の相互とは誰と誰の間
なのかなどが私にはよく分からなかったです。動いているものについてとやかく言うことでは
ないのですけれども、はっきりしたらしいのかなと思いました。

もう一つは、主な指標なので、多分、幾つもあるのだろうと思うのですけれども、二つ目は
二重ですよね。食の安全に取り組む事業者等の情報に触れるということが条件にあった上で飲
食店等の利用または食品の購入時の行動を見直した市民の割合ということですが、行動はいろ
いろな情報に触れて変容すると思うので、二重の条件づけをする必要はあるのかが気になります

した。

そのあたりはどう評価されるのでしょうか。

○事務局（長野食の安全担当部長） 「事業者等の情報に触れ」というところは、条件としてマストではないのかなと思います。

○玉腰副委員長 でも、そこが太字ですよね。

○事務局（長野食の安全担当部長） 今回は情報の発信をメインにご紹介させていただきましたので、我々はこういうところに取り組んでいますという意味です。

○玉腰副委員長 分かりました。

こういうものをつくるときには二重にならないように工夫されたほうがいいと思います。触れるということがまずあって、それはそれとして、行動変容は別々に評価されないと分からなくなるのではないかなと思いました。

○事務局（長野食の安全担当部長） 相互というのは市民の方と事業者の皆さんという意味ではあるのですが、その説明の部分については確かに分かりにくいくらいがあると思いますので、今後の情報発信のときには十分に意識したいと思います。

○今委員長 ほかにございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○今委員長 続きまして、（4）の札幌市旅館業法施行条例及び札幌市公衆浴場法施行条例の改正について説明をお願いします。

○事務局（吉津生活衛生担当部長） 私からは、2題ございますが、初めに、札幌市旅館業法施行条例及び札幌市公衆浴場法施行条例の改正について説明いたします。

次のスライドをご覧ください。

条例改正の背景についてです。

保健所では、旅館、ホテルや公衆浴場の許認可事務を所管しております。これらの施設には、衛生面や風紀の確保についての指導を法律や条例に基づいて行っておりますが、近年は、新たな形態での営業を望む事業者が増えており、現行の条例では対応が困難となっております。

そこで、社会情勢の変化に対応できるよう、札幌市旅館業法施行条例及び札幌市公衆浴場法施行条例の改正を予定しております、その改正案について説明いたします。

スケジュールにつきましては、スライドに記載のとおりとなります。市議会の議決を経まして、来年度、令和8年4月からの改正条例の施行を目指しております。また、改正に当たりましては、旅館業関係、公衆浴場関係の組合と北海道警察への情報提供を行っております。

次のスライドをご覧ください。

旅館業法条例の改正案についてです。

1点目は、客室内浴室の見通し規制の廃止です。

これまで、善良な風俗の保持、いわゆるラブホテルへの指導のために客室内の浴室のガラス構造を条例で規制してまいりました。しかしながら、近年は、特に外資系のホテルなどにおいて、デザイン性や高級感を演出することを目的として、客室内の浴室をガラス構造にしたいという相談が増えてきております。

この設置の目的に鑑みますと、風紀の乱れを来すおそれはないことから、見通しに関する規制を廃止することとします。

次のスライドをご覧ください。

2点目は、玄関帳場、いわゆるフロントの面積や長さの規定の廃止です。

旅館業法は平成30年に大きな改正がありました、これまで旅館・ホテル業には客室数の要件がありました。これが撤廃されまして、マンションや戸建て住宅でも旅館業の許可を取得できるようになっております。

また、これらの施設では玄関帳場を設置することが困難ということで、タブレット等のICT機器を用いたオンラインによるチェックインも可能となっております。

このため、現状では、玄関帳場がないような旅館、ホテルにおいてはホテルであることの表示や緊急連絡先の掲示を行うこととなっております。

一方で、近年、玄関帳場を設置してスタッフも常駐しているホテルでも、人員確保の難しさ

やチェックインの円滑化のため、自動チェックイン機を導入する施設も増えております。

これにより、条例で定めた大きさの玄関帳場を必要としないケースも出ておりまして、面積や大きさの基準を満たさない場合に、外観等から明らかにホテルに見える施設であっても、ホテルであることの表示が必要となるなどの不都合が生じております。

このため、玄関帳場の面積、大きさの規定を廃止することいたします。

3点目は、共同浴室の建物外部からの見通しについての規定です。

公衆浴場の条例では、浴室の外部からの見通し規制はありますが、宿泊客のみが利用する旅館、ホテルの大浴場では旅館業法条例のみの規制となっておりまして、この場合、外部からの見通しについての規制はありません。

外部からの見通しにつきましては、これまで要綱による行政指導を行ってまいりましたが、指導の根拠を明確にするとともに、風紀の確保の観点からも、公衆浴場と同様に旅館についても条例で規定することいたします。

なお、新たに規定しますが、例えば、高層階の浴場で周囲の建物から距離があつて容易に見通せない場合、あるいは、浴室の周りに建物が全くなくて自然の中にあるような建物の場合はガラス窓とすることを認めるなど、風紀の確保を前提に柔軟に対応してまいります。

次のスライドをご覧ください。

続きまして、公衆浴場法条例の改正案についてです。

初めに、サウナの公衆浴場法における位置づけについて補足いたします。

近年は、個室サウナの設置や屋外でのサウナイベントが行われておりますが、サウナ営業は公衆浴場法の許可が必要となっております。しかしながら、公衆浴場法及び条例では特に屋外でのサウナイベントを想定しておりませんので、必要な改正を行いたいと考えております。

1点目は、着衣入浴時の外部からの見通し対策の緩和です。

サウナイベントは、各自が水着を着用して敷地内に設置されたテントサウナ等を利用するところが一般的になっております。また、サウナイベントでも設置されることが多い水風呂は、公衆浴場法では浴槽に当たるため、通常のお風呂と同様に水着などを着ていても外部から見通せない措置が必要となっております。

着衣の場合は風紀の乱れも想定されないため、着衣の場合には見通し規制を不要とすることいたします。

2点目は、便所や飲料水設備の設置場所規定の緩和です。

公衆浴場法では一般的な浴場を想定しているため、衣服を脱ぐ脱衣室に便所や飲料水設備を併設することと規定しております。しかしながら、サウナイベント等は着衣により行われるものであるため、脱衣室に併設させる必要はなく、利用者の利便性を考慮して配置できるようにすることといたします。

このように、時代の流れに合った改正が必要だと考えておりまして、今回のような改正案としました。

○今委員長 これは、改正案ですよね。

新たな形態の営業を望む事業者が増えたとありますて、条例の改正の前にこういうものがあって、後追いで改正するというつくりでよろしいのでしょうか。

○事務局（吉津生活衛生担当部長） ある程度、後追いです。

現在であれば、現状を見て解釈し、これだったら認められるといった形でやっているのですけれども、それにしても、結構いろいろな規制や合わない部分があるので、そこについては直していくこうということです。

○今委員長 時代に即してグレーゾーンをもう少しきっちり分けていこうということの条例改正ということですね。

皆様からご質問やご意見はございませんか。

○板垣委員 旅館業法の条例の改正案について、タブレットなどのICT機器の活用により、マンションの一室や戸建て住宅でも旅館業が可能となつたとなつてますが、このような表現があると民泊と旅館業法との兼ね合いが釈然としない部分が出てくるのではないかと思うのです。

特に町内会では、民泊のあるところではマナー違反やルール違反がすごく多いですし、ごみ

出しの問題などもすごく多いのです。それは町内会で清掃しているのです。また、夜遅くに大きな声を出して話しながら道路を通っていったり、たむろしたりしていることもあります。民泊は我々にとっては非常に大きな問題になっています。

民泊ですから、旅館業法より厳しい条件をつけることは難しいのかもしれません、旅館業法の条例の改正の中に入れるなどの手立てを考えることはできないのでしょうか。

ここで出ているようにマンションの一室や戸建て住宅でもなってくると、最近はマンションも多いですから、民泊が旅館を装ったりすることも考えられなくもないですが、その辺のところはどのようにお考えなのでしょうか。

○事務局（吉津生活衛生担当部長） 旅館と民泊は根拠法令が別になっておりまして、民泊は民泊の法律がございます。旅館に関してはこのように改正をすることになりますが、旅館業の許可ということになっておりまして、かなりきっちりしているものになります。

民泊に関しては許可ではなく届出となっておりまして、我々が届出を受けることになりますが、そういった中で、騒音の話は、札幌でもございますが、全国的に東京や大阪でもかなり問題になっております。

我々も、ご相談をいただければ指導などはしております。ただ、届出制度なので、指導に関しては旅館ほど厳しくできない法体系になっておりまして、行政指導という範疇になりますが、周囲に住んでいる方の迷惑にならないように保健所としても指導してまいりたいと考えております。

○板垣委員 届出に対して規制をかけることはできないのでしょうか。

○事務局（吉津生活衛生担当部長） 届出自体は、要件を満たしていれば認めることになります。やっていく上でこういうふうにやっていただきたいということは守っていただくことになります。

○今委員長 今のお話は大事ですけれども、届出があり、何か問題が起こったら町内会マターとなるのでしょうか。

○事務局（吉津生活衛生担当部長） こういった施設で民泊をやっていると連絡先などを表示することになっていますので、そこに直接連絡もできますけれども、保健所に届けている民泊の施設であれば保健所に言つていただければ対応いたします。

実際は、いわゆる無届民泊もないとは限りませんので、こういう施設は保健所に届出があるのかということを確認させていただき、その上で、もちろん出ていなければ出すように指導しますし、そういった対応をさせていただきたいと思います。

○今委員長 声の届け先はどこかを明確にしておきたいのですけれども、保健所でよろしいですか。

○事務局（吉津生活衛生担当部長） 困っていることがあれば、保健所の生活環境課に相談していただければと思います。

○今委員長 ほかにございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○今委員長 次に、（5）のノースサファリサッポロ閑園に伴う動物の周期管理状況と保健所の対応についてです。

説明に入る前に、私が調べてきたものがございますので、お話をさせていただきます。

札幌市の立入検査、行政指導などの対応に複数の部署が関わっているということです。

まず、都市局は、市街化調整区域での無許可建築撤去計画の協議、指導を行っており、保健所は、動物愛護管理法に基づいて立入検査を実施し、動物の飼育方法や移動計画などについて調査をしているということです。また、水道局は、園内の水道利用に関する水道法違反等を監視し、総合統括は市役所の本庁となっていました。

保健所の役割は、動物を扱う事業として法令どおりか、動物の扱いが適正かを行政として確認、是正することと書いてありました。根拠法令は動物愛護管理法です。

最初に言っておきたいのですけれども、建物の違法性の判断、都市計画区域違反の是正、建築物の撤去命令は保健所ではできないことになっております。これから説明に關しまして、委員の皆さんにはその辺を勘案してお聞きになっていただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

○事務局（吉津生活衛生担当部長） 事前にお話をいただき、ありがとうございます。

ノースサファリサッポロについて、保健所は動物の関係で関わっておりまして、本日はその対応を中心にご報告させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

次のスライドをご覧ください。

初めに、問題の背景と閉園に至るまでの経緯を説明いたします。

ノースサファリサッポロは、都市計画法に基づき、開発が制限されている市街化調整区域におきまして、平成17年の開業当初から約20年間、札幌市の許可を得ずして動物舎等の建築、いわゆる違法建築を続けてきました。この違法状態が是正されないまま運営が継続されてきましたが、本年2月にこの問題が大きく報道されまして、事業者は法令上の問題を重く受け止めて本年9月30日をもって閉園しました。

次のスライドをご覧ください。

しかしながら、問題は解決しておりません。閉園後も園内には多数の動物が残されており、11月30日現在で256頭が残っております。これらの動物の処遇、特に安全管理や飼育状況について市民の皆様から高い関心が寄せられ、私どもにも不安の声が寄せられているところです。

保健所としましては、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、事業者が全ての動物について適正な飼育と安全な移動を行うよう継続して指導、監視を行ってまいります。

次のスライドをご覧ください。

こちらは、保健所の主な対応経緯についてです。

具体的な内容につきましてはスライドに示したとおりとなっておりますが、違法建築物を撤去するためには、その中にいる動物を移動させる必要がございますので、事業者に対して動物の移動計画を提出するよう指導しております。現時点では、12月末までの移動計画が提出されている状況です。

保健所では、随時、移動状況、移動予定を確認するとともに、今後も監視、指導を継続してまいります。

次のスライドをご覧ください。

続きまして、直近の立入検査の状況についてです。

閉園後の飼育状況を危惧する声も受けておりまして、10月24日に立入検査を実施しております。その結果、動物の衰弱や不衛生な状態など、飼育状況の悪化は見られませんでした。事業者からは閉園後も飼育費用及び飼育人員は確保しているとの説明を受けております。

なお、先月の11月28日にも現地で状況を確認しております。そのときも飼育状況の悪化は見られておりません。

次のスライドをご覧ください。

続きまして、現在の課題と保健所の指導内容についてです。

現時点の最も重要な課題は安全管理で、特にライオンやトラなど、人の生命、財産等に害を与えるおそれのある動物である特定動物の扱いであると考えております。

園内には10月31日現在で26頭の特定動物が残っております。これらの動物は受入先も限られまして、移動計画については難航する可能性が高いことを懸念しております。

地元の町内会からも脱走などの懸念が示された陳情が寄せられておりまして、安全管理の徹底が必要であると認識しております。

特に、冬の間は雪が積もって、除雪等を怠ると動物が柵を乗り越えやすくなってしまいます。脱走のリスクが高まりますので、事業者に対して冬期の安全対策に万全を期すよう、強く指導しております。

次のスライドをご覧ください。

こちらは、飼育動物数の推移を示しております。

特定動物を含め、昨年末の時点では一番上の640頭が飼育されておりましたが、本年3月に閉園する旨が発表されてからは減少が進み、一番下の赤色の11月末時点では256頭まで減少したことを確認しております。

次のスライドをご覧ください。

最後に、今後の対応方針についてです。

引き続き、事業者に対して定期的な聞き取りと必要に応じた立入検査を継続してまいります。また、施設内に残る動物の適正な飼育管理を徹底させるとともに、全ての動物が速やか、かつ、安全に移送されるよう、事業者への指導を継続してまいります。

なお、既に報道されているのですが、ノースサファリサッポロの事業の継承を検討している企業が出てきている状況です。この動きにつきましてはまだ先が見通せるような状況ではございませんが、保健所としましては関係法令が遵守されるように対応してまいります。

○大野委員 今、委員長からもご説明がありましたように、保健所ができることとできないことを理解した上でご質問をさせていただきます。

まず、ノースサファリサッポロは平成17年の開業から約20年にわたり違法状態が続いているとお聞きしまして、今回の経緯として、本年2月にメディアを通じて問題が発覚したと聞いています。

20年の間で初動として保健所がノースサファリサッポロに対して検査に入ったのはいつ頃になるのですか。

○事務局（吉津生活衛生担当部長） 平成17年です。開業して、このような施設があると関係部局から通報を受けまして、見に行っているという状況です。

○大野委員 開業当時から違法状態であることは保健所も札幌市も認識していたということですね。

○事務局（吉津生活衛生担当部長） そうです。都市計画法の違反については、こういう施設なのだけれども、やっているということになります。

○大野委員 市民としても関心が高い中、行政を非難するつもりは全然ないのですけれども、いろいろな公金も入っています。また、これは個人でやったことなので、行政が入っていくことはできないですけれども、クラウドファンディングなどでかなりのお金が入ってきていた中で20年間も違法な状態が続いたままだったということです。

現在も、閉園した状態でも飼育員と餌などのランニングコストを確保しているそうですが、普通の経営ではかなり厳しいと思うのです。先行きが見えない中でも運営できているというのは補助金という名の大きな税金が投入されたからだと思っています。

今後、これを糧にしていかないといけないと思います。先ほどの民泊の話ではないですけれども、いろいろな条例が変わっていく中で対応できないことがいっぱい出てくると思いますので、市民の税から払われるものに対して、一機関として、札幌市がそうかもしれないですけれども、保健所としてやれる範囲で情報発信をしていただければと思います。

どういう形になるかは分かりませんが、地元の方々からもいろいろなお話を聞くので、より一層厳しいといいますか、皆さん納得できるような方向に進めていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

○事務局（吉津生活衛生担当部長）

20年間ずっと違法状態が続いてきて、何でこれをずっと認めてきたのだというお叱りは相当受けております。長年にわたって関係部局で指導をしてきた事実はありますし、何度も指導はしているのですが、なかなか従わないということでした。しかし、もっと早い段階でもっと強い措置を取るべきだったのではないかという反省を札幌市としてもしているところです。

なかなか難しいのです。指導するに当たっても各部署の権限もありますし、法律もございまして、踏み込めないところもあります。指導権限についても捜査権みたいなところまでは認められないこともあります。我々としては法律に違反しているから駄目ですよとずっと言っているのですけれども、ある意味、それを分かった上で確信犯的に違反をしている事業者に対しての指導には、正直、非常に苦慮している状況です。

ただ、そういったところに補助金が出ていて、保健所もそういった施設に対して許可をしているので、何でそんなことをしたのだというお叱りやご意見を皆様から受けております。

行政の縦割りみたいなことも言われているのですが、非常に難しいのは法律自体が縦割りになってしまっていることです。法の立てつけとして、それぞれの法律に基づいて判断しなければいけないことになっております。

保健所としては動物愛護管理法や食品衛生法、旅館業法などに関する許可を実際に出しているのですが、逆に出さないと行政としてはまずいということになってしまいます。我々も、都

市計画法に違反しているのにもかかわらず、許可を出さねばならないというところが非常に悩ましいなと思いつつ、出さなければいけないというところがございます。

こういった事例で、あえて不許可にするという強引な判断もなきにしもあらずなのでしょうけれども、別の事例ですが、そういったことで裁判を起こされて負けた事例もありまして、それをやるのも難しいところがあります。

そういった法の立てつけもありますし、法律の横断的な問題もあります。札幌市では、条例は作れますけれども、逆に言うと法の趣旨に従わないような条例は作れないのです。となると、法改正も必要になってくると思うのですが、そうなりますと国に対して言わなければいけません。そういった課題については国に対して札幌市からも要請していきたいと考えております。

この問題は我々も非常に苦慮しながら対応に当たっている状況です。

○大野委員 冒頭にお話ししたように、決して非難するつもりはなく、皆様方のお仕事の中はどうしても認めなければいけないということも理解した上なのですけれども、こういう場でしかこういうお話はできないと思ったので、発言しました。

私は生活衛生同業組合の代表として来ていますけれども、かなりの大多数の市民が同じような意見を持っていますので、条例違反が見つかった段階で札幌市に働きかけるなど、最終決定は札幌市になると思いますので、そちらも考慮していただけたらなと思います。

○今委員長 鳥越委員、獣医師会のお立場から何かございませんか。

○鳥越委員 新しい企業がここを買い取ってくれるということで、うまくいくのかなと思ったら、あまりうまくいっていないという話を聞きました。

移るにしても、移る場所がなくて、今の場所でやってもいいけれども、それは違法だという流れなのですか。

○事務局（吉津生活衛生担当部長） どこでやるにしても問題がありますが、全てクリアにはならないのです。今、どのようにすればいいのかという相談も受けていろいろと協議をしているところですけれども、正直、まだ先が見通せる状況にはなっていません。

今まさに、それをどうするか、しっかり考えねばという状況です。

○鳥越委員 獣医師会でこの動物たちを引き取るという話は一切ないですが、トラやライオンは特定動物なので、引き取り手はいないのだろうなと感じております。でも、何とかして動物たちは守っていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○今委員長 ほかにございますか。

検証はきちっとしていただければと思います。

○事務局（吉津生活衛生担当部長） この問題は、業務の中で占める割合も相当大きくなっています、何とかせねばということで対応しております。

解決するには相当の時間もかかるのかなと思っておりますが、皆様からもいろいろなご意見をいただいておりますので、そういったものを生かして引き続き対応してまいりたいと考えております。

○今委員長 中川委員、ご意見はございませんか。

○中川委員 私は一般市民として報道を聞いて、なぜ20年間もと思いました。よほど悪徳なのだろうな、何でこんな状態になってしまったのかなと思って聞いていました。何とかしてほしいな、大変なのだろうな、でも、こういった声があると少しは動いてくださるのだろうなとは思いました。

○今委員長 これから、我々も市民の立場で注視して成り行きを見守っていきたいと思います。市民のみんなが同じ感覚だと思いますので、よろしくお願ひします。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○今委員長 これで全ての議題が終了しました。

事務局から何かございませんか。

◎その他の議題

○事務局（前木感染症担当部長） 山田委員からご質問をいただいた帯状疱疹の予算について

回答いたします。（※「議事（1）札幌市保健所事業概要（報告）」に関して）

令和7年度は約8億円の予算を計上しております。高齢者の肺炎球菌ワクチンが開始された年度の接種率を根拠としております。

○山田委員 そうすると、17億円が増えているのは、高齢者が増えたことで、帯状疱疹ワクチンだけではなく、ほかのワクチンも含めて額が増えているということですね。

○事務局（前木感染症担当部長） ご認識の通りです。

○事務局（古澤感染症医事担当課長） 接種単価についてですが、生ワクチンが4,500円、組み換えワクチンが1回1万800円の掛ける2回となっております。

○山田委員 助成が効いてこの金額ですか。

○今委員長 助成が効かないと2万円ちょっとです。みんな4万円だと思うのですけれども、2か月以上空けて2万円、2万円で、2か月から半年の間に打っていただければいいので、1回打つのに2万円、助成が効くと1万円ということですから、そこだけご理解をいただければと思います。

トータルの値段は大きくなりますけれども、1回当たりは助成が効けば1万円ちょっとです。

○鳥越委員 最後に要望したいことがあります。

最初のお話にもありましたけれども、SFTSの感染症についてです。

今、動物から人にうつっているのです。猫のほか、中には犬もあります。そうすると、動物を取り扱っている業種の人たちに注意、啓蒙、啓発を保健所から何かしないのか、お伺いします。

また、もし起きたときのために、人から人へもうつるので、これが発生したら大きな問題になるのかなと思いますが、発生したときのマニュアルみたいなものはあるのでしょうか。例えば、今、検査機関もできたので、明らかにその動物がSFTSだと分かったときにどういう届出をするのか、その後、予防的に措置をしなければいけないのか、お伺いしたいです。

○事務局（西條医務・保健衛生担当局長） 専門で関わっているので、私から説明させていただきます。

確かに、今年、獣医師の死亡例が1例出ましたけれども、実際は報告されていないだけでまだいるのです。それから、ペットからうつって亡くなっている飼い主がかなりおられまして、今、流行地では本当に大きな課題になっています。

ですから、獣医師会などから注意喚起がなされていますし、札幌もそうですけれども、流行地では各都道府県や国を通じて通知等が出て対応しています。

これは非常に大きい問題であります、マニュアル等が必要です。実は、僕も委員の一人だったのですが、SFTS患者の診療マニュアルといいますか、指針がつくられておりまして、その中に治療法も含めてしっかりと書かれています。

○鳥越委員 それは知っているのですけれども、温暖化してダニが増えているようですし、札幌市としては何かやらないのでしょうか。

○事務局（西條医務・保健衛生担当局長） 今のご指摘は本当に大事なことです。

北海道もほかの地域と同じようにSFTSの流行地であることが確認されたので、そういう意味では、保健所からももちろん通知等は出しているのですけれども、しっかりと広報していく必要があろうかと思っております。

それから、報告等については、まだ北海道は患者が少ないとから、あまり周知されていない面もありますけれども、流行地等ではしっかりと行われております。

これについても、札幌市保健所としてもしっかりと対応していきたいと思っています。

○鳥越委員 今、動物のSFTSのPCR検査は北海道大学と酪農学園大学でできるようになっているのですけれども、人のPCR検査は道内ではどこでできるのでしょうか。

○事務局（前木感染症担当部長） SFTSが疑われる人のPCR検査は、札幌市の行政検査として衛生研究所で行っております。

もし疑わしい症状がある場合は医療機関を受診していただき、担当医がSFTSを考えられた場合、札幌市に連絡が来て行政検査としてPCR検査をするという流れになっております。

○鳥越委員 SFTSを診てくれるお医者さんは決まっているのですか、それとも、どこに

行ってもいいのですか。

○事務局（前木感染症担当部長） 現時点では札幌市から受診をお勧めする特定の医療機関はございません。

まず、症状に応じて医療機関を受診していただき、その検査結果と症状に応じて、その病院で診療を続けるか、あるいは、ほかの病院で治療を継続するかを決めていただくことになると思います。

○今委員長 先ほどの1名がお亡くなりになったのは公開されていないとおっしゃっていましたけれども、議事録に載せていいですか。

○事務局（西條医務・保健衛生担当局長） 報告されているのは今年の三重県の事例で、公表されています。また、ほかにもいるということは論文上では発表されています。

○今委員長 では、先ほどの1例は公表していいということですね。

○事務局（西條医務・保健衛生担当局長） 公表していいです。

○今委員長 それでは、事務局にお返しいたします。

6. 閉　　会

○事務局（細川保健管理課長） 今委員長、玉越副委員長、各委員の皆様方、長時間にわたりご審議をいただきまして、ありがとうございます。

この審議の中身につきましては、会議録として取りまとめまして、後日、皆様方に送付させていただきますので、内容のご確認をよろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして令和7年度札幌市保健所運営協議会を閉会いたします。

ご審議のほど、どうもありがとうございました。

以　　上